

名古屋市告示第53号

環境影響評価技術指針の改定について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第6条第3項の規定に基づき、環境影響評価技術指針（平成11年名古屋市告示第127号）の一部を次のように改定したので、同条第4項の規定に基づき告示します。

令和7年2月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

別表2中「第3次名古屋市環境基本計画」を「第4次名古屋市環境基本計画」に改める。

別表4を次のように改める。

別表 4 環境要素ごとの調査、予測及び評価の手法等

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	大気質	(1) 調査項目 ①大気質の状況 - 環境基準が設定されている物質 - 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び同施行令（昭和 43 年政令第 329 号）に規定されている物質 - その他の物質 ②気象の状況 - 風向、風速 - 大気安定度等（気温、日射量、放射収支量等） ③地形・地物の状況 - 土地の起伏・傾斜等地形の状況 - 建造物の大きさ・設置状況等地物の状況 - 周辺の土地利用状況 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による大気汚染物質及びその環境中の濃度の状況 ①大気汚染物質の排出量 ②大気汚染物質の寄与濃度、バックグラウンド加算濃度	・大気汚染物質の発生段階における防止対策、大気環境へ排出される段階の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・大気汚染に係る環境基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①大気質の状況 - 名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める方法 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」（昭和 52 年環境庁大気保全局長通知）に定める方法 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）に定める方法 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」（平成 31 年 3 月、環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）に定める方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（令和 4 年 3 月、環境省水・大気環境局総務課、大気環境課）に定める方法 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める方法 「大気中微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分測定マニュアル」（令和元年 5 月、環境省）に定める方法 - その他適切な方法 ②気象の状況 - 名古屋地方気象台、名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 「地上気象観測指針」（平成 14 年気象庁）に定める方法 「高層気象観測指針」（平成 7 年気象庁）に定める方法 - その他適切な方法 ③地形・地物の状況 - 地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 ①大気汚染物質の排出量 - 事業計画に基づく推計 ②大気汚染物質の寄与濃度 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 - 大気拡散モデル - 風洞実験 - 統計的方法 - 類似事例からの推計 - その他適切な手法による推計 なお、バックグラウンド加算濃度については、適切なバックグラウンド濃度を用いて、これに寄与濃度を加えた濃度を予測する。 ③予測地点については、事業特性、周辺の土地利用あるいは建物の状況等により必要に応じて高さ方向について検討する。	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	悪臭	(1) 調査項目 ①臭気の状態 ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に定める特定悪臭物質濃度 ・臭気指数（臭気濃度） ②気象の状態 ・風向・風速 ・大気安定度等（気温、日射量、放射収支量等） ③地形・地物の状況 ・土地の起伏・傾斜等地形の状況 ・建造物の大きさ・設置状況等地物の状況 ・周辺の土地利用状況 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による悪臭物質の濃度等 ①悪臭物質の排出量 ②悪臭物質の濃度 ・特定悪臭物質 ・臭気指数（臭気濃度）	・悪臭物質の発生段階における防止対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・悪臭に係る規制基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①臭気の状態 ・「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年環境庁告示第 9 号）に定める方法 ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に定める方法 ・その他適切な方法 ②気象の状態 ・名古屋地方気象台、名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「地上気象観測指針」（平成 14 年気象庁）に定める方法 ・その他適切な方法 ③地形・地物の状況 ・地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 ①悪臭物質の排出量 ・事業計画に基づく推計 ②悪臭物質の濃度 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・大気拡散モデル ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
	風害	(1) 調査項目 ①風の状況（風向、風速、最大風速及びその出現頻度等） ・上空風 ・地表付近の風 ・強風域の出現場所及び出現頻度 ②地形・地物の状況 ・土地の起伏・傾斜等地形の状況 ・建造物の大きさ・設置状況等地物の状況 ・周辺の土地利用状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により変化する風環境の状況 ①地表付近の風の風向・風速及び最大風速等の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度 ②年間における強風の出現頻度	・風害の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①風の状況 ・名古屋地方気象台、名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「地上気象観測指針」（平成 14 年気象庁）に準拠する方法 ・「高層気象観測指針」（平成 7 年気象庁）に準拠する方法 ・その他適切な方法 ②地形・地物の状況 ・地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・風洞実験 ・流体数値シミュレーション ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	騒音	(1) 調査項目 ①騒音の状況 - 環境騒音 - 特定騒音（工場・事業場騒音、道路交通騒音、鉄道騒音、航空機騒音、建設作業騒音） - 発生源の特性の把握、騒音の距離に応じた減衰の状況の把握等 ②地形・地物の状況 - 構造物の有無、建物密集度等の状況 - 地形の状況 - 周辺の土地利用状況、病院・学校等の分布 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による騒音レベルの状況 - 工場・事業場騒音 - 道路交通騒音 - 鉄道騒音 - 航空機騒音 - 建設作業騒音	- 騒音の発生段階における防止対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 - 騒音に係る環境基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①騒音の状況 - 名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める方法 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）に定める方法 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 12 年 4 月、環境庁）に定める方法 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）に定める方法 「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」（平成 27 年 10 月、環境省）に定める方法 「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）に定める方法 「航空機騒音測定・評価マニュアル」（令和 2 年 3 月、環境省）に定める方法 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）に定める方法 「在来鉄道騒音測定マニュアル」（平成 27 年 10 月、環境省）に定める方法 「日本産業規格 Z 8731」に定める方法 - その他適切な方法 ②地形・地物の状況 - 地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 - 数理解析モデル（日本音響学会式、伝搬理論式等） - 模型実験 - 類似事例からの推計 - その他適切な手法による推計 なお、予測地点については、事業特性、周辺の土地利用あるいは建物の状況等により必要に応じて高さ方向について検討する。	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	振動	(1) 調査項目 ①振動の状況 ・環境振動 ・特定振動（工場・事業場振動、道路交通振動、鉄道振動、建設作業振動） ・発生源の特性の把握、振動の距離に応じた減衰の状況の把握等 ②地形・地物の状況 ・地盤構造、軟弱地盤の有無、土質の状況 ・地形の状況 ・周辺の土地利用状況、病院・学校等の分布 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による振動レベルの状況 ・工場・事業場振動 ・道路交通振動 ・鉄道振動 ・建設作業振動	・振動の発生段階における防止対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・振動に係る規制基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①振動の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める方法 ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁長官告示第 90 号）に定める方法 ・「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年環境庁長官勧告）に定める方法 ・「日本産業規格 Z 8735」に定める方法 ・その他適切な方法 ②地形・地物の状況 ・地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・数理解析モデル（建設省土木研究所提案式、日本騒音制御工学会式、伝搬理論式等） ・模型実験 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
	低周波音	(1) 調査項目 ①低周波音の状況 ・音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル ・特定の発生源の低周波音レベル ・主要発生源の状況、距離減衰の状況 ②地形・地物の状況 ・構造物の有無、建物密集度等の状況 ・地形の状況 ・周辺の土地利用状況、病院・学校等の分布 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による低周波音の状況（音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル）	・低周波音の発生段階における防止対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①低周波音の状況 ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月、環境庁大気保全局）に定める方法 ・その他適切な方法 ②地形・地物の状況 ・地形図、都市計画図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・数理解析モデル（伝搬理論式等） ・模型実験 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	水質・底質	(1) 調査項目 ①水質の状況 - 環境基準、環境目標値が設定されている項目 - 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の排出基準に規定されている項目 - その他の項目（クロロフィル a、硫化物、水温、透視度、透明度、濁度、塩分等の水の性状を表す基礎的な項目等） ②底質の状況 - 有機汚濁指標（硫化物、強熱減量、化学的酸素要求量） - 有害物質（水質汚濁に係る環境基準等が設定されている項目（人の健康の保護に関する項目、ダイオキシン類）） - その他の項目（含水率、粒度組成等の物理的性状を表す項目等） ③水象の状況 - 河川（流量、流速、水位、河川の形態等） - 池沼（貯留水量、流出入量、池沼の形態等） - 海域（潮流、潮汐、拡散状況、波浪、海岸地形等） ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による水質汚濁物質等の濃度等 ①水質汚濁物質等の排出量 ②水質汚濁物質等の濃度 ③底質汚染の程度 ④水象の変化	・水質汚濁物質の発生段階における防止対策、水域へ排出される段階の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・水質・底質に係る環境基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①水質の状況 - 名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質保全局長通達）に定める方法 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める方法 「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和 46 年環境庁告示第 64 号）に定める方法 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成 5 年環境庁水質保全局水質規制課長通知）に定める方法 「ダイオキシン類による大気汚染・水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める方法 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年総理府令第 67 号）に定める方法 - その他適切な方法 ②底質の状況 - 名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 「底質調査方法」（平成 24 年環水大発第 120725002 号）に定める方法 「底質の処理・処分等に関する指針」（平成 14 年環水管第 211 号）に定める方法 - その他適切な方法 ③水象の状況 - 文献その他の資料調査 「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質保全局長通達）に定める方法 「海洋観測指針」（平成 11 年気象庁）に定める方法 - その他適切な方法	(2) 予測方法 ①水質汚濁物質等の排出量 - 事業計画に基づく推計 ②水質汚濁物質等の濃度 事業特性、水域等の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 - 数理モデル - 水理模型実験 - 類似事例からの推計 - その他適切な手法による推計 ③底質汚染の程度 - 対象事業の施設における排水対策やそれを踏まえた水質予測結果及び潮流予測結果に基づいた水質や潮流の変化の程度からの定性的な予測 - その他適切な手法による推計 ④水象の変化 事業特性、水域等の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 - 事業計画に基づく推計 - 数理モデル - 類似事例からの推計 - その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	地下水	(1) 調査項目 ①地下水質の状況 ・環境基準が設定されている項目 ・その他の項目（水温、塩素イオン濃度等） ②地下水の状況 ・地下水の性状 ・地下水位の状況 ・地下水流動等 ③地下水の利用の状況④地形・地質の状況⑤その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による地下水汚染のおそれ又は調査で汚染が確認された地下水中の有害物質の濃度等 ①地下水汚染のおそれ ②地下水中の有害物質の濃度 ③地下水の状況の変化	・有害物質の地下浸透防止対策、汚染されている地下水の浄化対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・地下水質に係る環境基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①地下水質の状況、地下水の状況、地下水の利用の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年環境庁水質保全局長通知）に定める方法 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）に定める方法 ・「水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年環境庁告示第 39 号）に定める方法 ・「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成 11 年環境庁水質保全局長通知）に定める方法 ・「地盤調査の方法と解説」（（公社）地盤工学会）に定める方法 ・その他適切な方法 ②地形・地質の状況 ・文献その他の資料調査 ・ボーリング調査による方法 ・「土質試験の方法と解説」（（公社）地盤工学会）、「地盤調査の方法と解説」（（公社）地盤工学会）に定める方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 ①地下水汚染のおそれ 事業計画、地形・地質の状況等について検討し、地下水汚染が発生するおそれの予測を行う。 ②地下水中の有害物質の濃度 浄化措置の内容等を検討し、対策後の有害物質の濃度について次の手法を標準に予測を行う。 ・類似事例からの推計 ・水理モデル ・その他適切な手法による推計 ③地下水の状況の変化 事業特性、地下水の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・数値モデル ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	土壌	(1) 調査項目 ①土壌の状況 ・環境基準が設定されている物質 ・その他の物質 ②対象事業の実施予定地に係る過去の土地利用等の経緯③地盤の状況（地層の状況、帯水層の分布、地下水の流動等）④地下水の利用の状況⑤その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による有害物質の土壌への負荷の程度又は調査で汚染が確認された土壌中の有害物質の濃度等	・土壌汚染防止対策、汚染されている土壌の浄化対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・土壌汚染に係る環境基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①土壌の状況 ・「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に定める方法 ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める方法 ・「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成 15 年名古屋市長令第 15 号）に定める方法 ・「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）」（令和 4 年 8 月、環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室）に定める方法 ・その他適切な方法 ②対象事業の実施予定地に係る過去の土地利用等の経緯 ・文献その他の資料調査 ③地盤の状況 ・名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 ・ボーリング調査による方法 ・「土質試験の方法と解説」（（公社）地盤工学会）、「地盤調査の方法と解説」（（公社）地盤工学会）に定める方法 ・その他適切な方法 ④地下水の利用の状況 ・文献その他の資料調査 ・既存の井戸又は観測井を用いる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地盤の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	地盤	(1) 調査項目 ①地盤沈下の状況 - 地盤沈下量（年間地盤沈下量、累積地盤沈下量等） - 地盤沈下の出現範囲 ②地下水の状況 - 地下水位の状況 - 揚水の状況 ③地盤の状況 - 土質 - 軟弱地盤の分布 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による地盤沈下の程度 ①地盤沈下量 ②地下水位	・地盤沈下防止対策、周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①地盤沈下の状況 - 名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 - 水準測量又は地盤沈下計（観測井）を用いる方法 - その他適切な方法 ②地下水の状況 - 文献その他の資料調査 - 既存の井戸又は観測井を用いる方法 - その他適切な方法 ③地盤の状況 - 名古屋市等が実施している調査結果の整理及び解析 - ボーリング調査による方法 「土質試験の方法と解説」（（公社）地盤工学会）、「地盤調査の方法と解説」（（公社）地盤工学会）に定める方法 - その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地下水の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 - 事業計画に基づく推計 - 圧密沈下理論式、水収支理論式等の理論式 - 類似事例からの推計 - その他適切な手法による推計	
	地形・地質	(1) 調査項目 ①地形・地質の状況 - 地形・地質の種類、構造 - 重要な地形・地質の分布、状態及び特性 ②土地の安定性 - 崩壊、地滑り等に係る特殊地形の分布状況 - 軟弱地盤帯の分布状況及び土質特性 - 災害履歴等 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による地形・地質への影響の程度 ①地形・地質への影響の種類、影響の程度 ②重要な地形・地質の消滅又は改変の程度 ③土地の安定性	・対象事業の実施前後の状況、講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 - 文献その他の資料調査 - ボーリング調査による方法 「土質試験の方法と解説」（（公社）地盤工学会）、「地盤調査の方法と解説」（（公社）地盤工学会）に定める方法 - その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地質の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 - 事業計画に基づく推計 - 地盤工学的手法 - 類似事例からの推計 - その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	日照障害	(1) 調査項目 ①日照の状況 ・日影の範囲、時刻、時間数等 ②土地利用、地物の状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により生じる冬至日の日影の状況 ①日影の範囲 ②日影となる時刻及び時間数 ③既存建物との複合影響、既存建物の壁面への影響	・日影の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・日影に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ①日照の状況 ・事業予定地周辺の既設建築物等を対象にして、冬至日の日影の状況を日影図、天空図の作成等により把握する方法 ②土地利用、地物の状況 ・都市計画図、住宅地図等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・時刻別日影図、等時間日影図等の作成 ・模型実験 ・天空図又は合成写真の作成 ・その他適切な手法による推計	
	電波障害	(1) 調査項目 ①テレビジョン放送電波の受信状況 ②テレビジョン放送の受信形態等 ・共同受信設備の状況 ・マイクロウェーブ通信回路の経路等 ③地形・地物の状況 ・構造物の有無、建物密集度等の状況 ・地形の状況 ・周辺の土地利用状況、病院・学校等の分布 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により発生するテレビジョン電波障害の程度及び範囲 ①電波障害の種類 ②電波障害の程度及び範囲	・電波障害の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①テレビジョン放送電波の受信状況 ・「建造物によるテレビ受信障害調査要領」（平成 30 年、（一社）日本 CATV 技術協会）に定める方法 ・その他適切な方法 ②テレビジョン放送の受信形態等 ・資料調査、現地調査の方法 ③地形・地物の状況 ・地形図、住宅地図、数値標高モデル等の資料調査、現地調査による方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・建造物による電波障害予測計算の理論式 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
	地域分断	(1) 調査項目 ①学校、公園、病院、福祉施設、商店街等コミュニティ施設の分布、利用の状況 ②学区、町内会等コミュニティ組織 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により生ずる地域分断がコミュニティに与える影響の程度 ①コミュニティの一体性 ②地域住民の日常的な交通経路に対する分断の影響	・地域分断がコミュニティに与える影響に対する環境保全措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・理論式による徒歩距離の変化量の予測 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	安全性	(1) 調査項目 【危険物等】 ①事業予定地周辺における危険物等の分布 ②ガス管等地下埋設物の分布 ③地形・地物の状況 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による危険物等の火災、爆発、流出等の防止等に係る安全性の程度 ①危険物の種類、保有量、貯蔵方法及び位置 ②工事中及び事業活動に伴うガス管等地下埋設物への影響 ③火災、爆発等による危険物等の拡散範囲等	・危険物等に係る影響についての環境保全措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
		(1) 調査項目 【治水】 ①地形、流域の土地利用区分等（植生、家屋、道路等の分布及び河川・排水路の系統、排水方法） ②過去の洪水時における流量、降雨量 ③過去の水害（流量、降雨量、浸水の範囲、被害の状況） ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による地形、流域の土地利用区分の改変に伴う治水への影響 ①河川等の形状、流量及び水位の変化の程度 ②流域の土地利用区分の変化の程度 ③地形改変の程度	・治水に係る影響についての環境保全措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、水域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・雨水流出解析からの推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
		(1) 調査項目 【交通安全】 ①通学路、道路等の状況 ②交通量の状況 ③交通安全施設、交通規制等の状況 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施による自動車交通量の増大による交通安全等への影響 ①発生集中交通量 ②交通安全への影響の程度	・交通安全に係る影響についての環境保全措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・理論式による推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	廃棄物等	(1) 調査項目 予測・評価において現状との比較検討が必要な場合、以下の項目について調査を行う。 ①廃棄物発生の状況 ・事業活動に伴い発生する廃棄物の種類及び量 ・廃棄物の排出量に係る原単位 ②廃棄物の管理・発生抑制・再使用等の状況 ・廃棄物の管理体制 ・再使用等の状況 ③廃棄物の処理の状況 ・廃棄物の処理体制等 ④その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により発生する廃棄物等の発生の程度 ①廃棄物の種類及び量 ②廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）等の方策及び量 ③残土の発生量、再使用等の方策及び量	・廃棄物等の排出抑制対策、処理方法、再使用・再生利用の方策等について明らかにすることにより、対象事業による廃棄物等の排出をどのように回避し、又は排出量をどのように低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査による方法 ・類似事例等における発生量や原単位を用いて算定する方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
	植物	(1) 調査項目 ①種子植物その他の主な植物（海域に生育する植物を除く。）に関する植物相及び植生の状況（特定外来生物等を含む。） ②重要な種及び重要な群落の分布、特性、生育の状況及び生育環境の状況 ③海域に生育する植物（種子植物、藻類、植物プランクトン等）の主な種類及び分布状況（特定外来生物等を含む。） ④干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 ⑤遺伝的特性の状況 ⑥その他必要な項目	(1) 予測項目 希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全を図るべき植物の種、植物の生育環境を一体として保全を図るべき区域等を選定し、事業の実施による①～③の項目についての変化の程度又は消滅の有無等について予測を行う。また、必要に応じて、生物多様性の観点から④の項目についての変化の程度又は消滅の有無等について予測を行う。 ①植物相、植生 ②生育環境 ③重要な植物種及び重要な群落 ④遺伝的特性	・対象事業の実施前後の状況、講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①植物相及び植生の状況 ・文献その他の資料調査、現地踏査、聞き取り調査による植物相のリスト及び分布図を作成する方法 ・植物社会学的群落調査法に定める方法 ・その他適切な方法 ②重要な種及び重要な群落の分布、特性、生育の状況及び生育環境 ・植物相及び植生の状況の調査結果から重要な種及び重要な群落を抽出し、その分布、生育状況等の概要を整理する方法 ・土壌断面調査 ・その他適切な方法 ③海域に生育する植物 ・文献その他の資料調査 ・現地調査（目視観察、コドラート法、ネット法等） ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業計画による改変量を明らかにするとともに、次の手法を標準に影響の程度を予測する。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	動物	(1) 調査項目 ①脊椎動物、昆虫類その他の主な陸生動物に関する動物相の状況（特定外来生物等を含む。） ②主な水生動物に係る動物相の状況（特定外来生物等を含む。） ③魚等の遊泳動物、底生生物、動物プランクトン、卵・稚仔等海域に生息する動物の主な種類及び分布の状況（特定外来生物等を含む。） ④重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ⑤干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ⑥遺伝的特性の状況 ⑦その他必要な項目	(1) 予測項目 希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全を図るべき動物の種、動物の生息環境を一体として保全を図るべき区域等を選定し、事業の実施による①～③の項目についての変化の程度又は消滅の有無等について予測を行う。また、必要に応じて、生物多様性の観点から④の項目についての変化の程度又は消滅の有無等について予測を行う。 ①動物相 ②生息環境 ③貴重な動物種 ④遺伝的特性	・対象事業の実施前後の状況、講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①動物相の状況 ・文献その他の資料、現地踏査、聞き取り調査による動物相のリスト及び分布図を作成する方法 ・現地踏査については、フィールドサイン法、トラップ調査法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法、任意採取法、直接観察法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、捕獲調査、コドラート法その他適切な方法による。 ②重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ・動物相の状況の調査結果から重要な種を抽出し、重要な種の分布、その生息状況の概要を整理する方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業計画による改変量を明らかにするとともに、次の手法を標準に影響の程度を予測する。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
	生態系	(1) 調査項目 ①動植物その他の自然環境に係る概況 ②生態系を特徴づける複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 事業の実施による生態系への影響の程度 ①生態系の変化の程度 ②種多様性の変化の程度 ③生態系を特徴づける注目種等の生息・生育環境の変化の程度	・対象事業の実施前後の状況、講じようとする環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・必要に応じて、生物多様性の視点を踏まえ、生態系の多様性及び種の多様性について、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか、また代償措置を行う場合の配慮事項等について事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・植物、動物等の調査結果に基づき、文献等を参考に生態系の食物連鎖の上位に位置するという上位性、生態系の特徴をよく現すという典型性、特殊な環境等を指標とするという特殊性の観点から、注目される生物種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態を把握する。	(2) 予測方法 次の手法を標準に影響の程度を予測する。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計（HEP [Habitat Evaluation Procedure：ハビタット評価手続]、HSI [Habitat Suitability Index：ハビタット適性指数] モデル等)	
	緑地	(1) 調査項目 ①緑地の状況 ・緑地の位置 ・緑地の種類 ・事業予定地の緑地面積 ②その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施に伴い、新設及び保全する緑地の状況 ①緑地の位置 ②緑地の種類 ③緑地面積（新設する緑地の面積（緑化面積）及び保全する緑地面積） ④緑化率	・緑化計画について明らかにすることにより、環境がどのように改善されるのか、あるいは、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・緑地に係る規制基準等との対比を行う。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料、航空写真、植生図等の整理及び解析 ・現地調査による方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画や周辺地域の緑地等の状況に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・他の環境要素（風害、地形・地質、日照障害、景観、温室効果ガス等、ヒートアイランド現象）等の予測結果からの推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	水循環	(1) 調査項目 ①地下水、湧水、地表面流出水等の状況 ・地下水の性状 ・地下水位の状況 ・地下水流動 ・湧水の状況 ・地表面流出水の状況 等 ②地下水の利用の状況 ③河川、水路等の状況及び形態 ④湖沼、池、湿地等の状況及び形態 ・流域、水位、貯水量、流出入水量、滞留時間、雨水流出、湖沼水の成層・循環、拡散等の状況 ・湖沼、池、湿地等の形態 ⑤海域の状況及び形態 ・河川からの流出入水量の状況 ・潮位、潮流・恒流等の状況 ・海水の成層・循環、拡散、滞留時間等の状況 ・海域の形態 ⑥透水性舗装等の状況 ・透水性舗装等の設置状況 ・浸透雨水ます等の設置状況 ⑦土地利用等の状況 ・地表面の被覆の状況 ・雨水浸透能の状況 ⑧地形・地質の状況 ⑨その他必要な項目	(1) 予測項目 予測項目は、対象事業の事業特性、水域の特性等を考慮して、次に掲げる項目のうちから適切なものを選択する。 ①地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度 ②地下水涵養能の変化の程度 ③河川及び湖沼の流域等の変化の程度 ④河川の流量、水位及び流速の変化の程度 ⑤湖沼等の水位の変化の程度 ⑥海域の流向及び流速の変化の程度 ⑦対象事業の実施に伴い、新設及び維持する緑被地、透水性舗装等の状況 ・緑被地、透水性舗装等の位置 ・緑被地、透水性舗装等の種類 ・緑被地、透水性舗装等の機能	・水循環に係る周辺環境への影響の低減措置、その他の環境保全措置について明らかにすることにより、環境がどのように改善されるのか、あるいは、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・水循環の特性を十分に勘案し、水循環機能の維持・保全という観点だけでなく、水循環機能の回復、促進について、施策や目標との整合性を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 予測は、対象事業の種類及び規模、水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。 ・事業計画に基づく推計 ・数理モデルによる推計 ・模型実験による推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	景観	(1) 調査項目 ①景観を形成する主要な要素 ②景観上の特性（歴史的・文化的に価値のある景観等） ③主要な眺望点から事業予定地を眺望した景観 ④圧迫感の状況（建築物等による圧迫感の状況） ⑤その他必要な項目	(1) 予測項目 事業の実施による主要な眺望地点からの景観の変化の程度等 ①主要な景観構成要素の消滅の有無、改変の程度 ②主要な眺望地点から対象事業の実施予定地を眺望した景観 ③圧迫感の変化の程度 ④周辺環境との調和	・景観の直接的な変化の程度、眺望地点からの景観の変化の程度等に対する環境保全措置、景観保全上の配慮事項等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ①景観を形成する主要な要素、景観上の特性 ・文献その他の資料調査、現地調査による方法 ②主要な眺望点から事業予定地を眺望した景観 ・写真撮影 ・その他適切な方法 ③圧迫感の状況 ・現地調査及び形態率を算定する方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域景観の特性等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ①主要な眺望地点からの景観 ・完成予想図（フォトモンタージュ、コンピュータグラフィックス等） ・可視領域図 ・その他適切な手法による推計 ②圧迫感の変化の程度 ・最大仰角図 ・形態率図 ・模型 ・その他適切な手法による推計	
	人と自然との触れ合いの活動の場	(1) 調査項目 ①人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況（住民等の日常生活上の関わりの程度等）及び利用環境の状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響 ①触れ合いの活動の場の消滅の有無、改変の程度 ②触れ合いの活動の場の利用状況の変化 ③触れ合いの活動の場に対する環境影響 ④創出する触れ合いの活動の場の内容	・人と自然との触れ合いの活動の場への影響に対する環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・地域の自然度の低い地域において触れ合いの活動の場を創出する場合は、人と自然との触れ合いの活動の場への影響に対する環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による環境改善の程度について事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ①触れ合いの活動の場の改変等の程度 ・事業計画に基づく推計 ②触れ合いの活動の場の利用状況の変化 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計 ③触れ合いの活動の場に対する環境影響 ・景観、大気質、悪臭、日照、騒音等の予測結果からの推計 ・その他適切な手法による推計 ④創出する触れ合いの活動の場の内容 ・事業計画に基づく推計	
	文化財	(1) 調査項目 ①文化財等の概要（規模、内容、保存の状況等） ②文化財等の利用状況、その他特筆すべき周辺環境 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 事業の実施による文化財等への影響の程度	・文化財等への影響に対する環境保全措置等を明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査、聞き取りによる方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性、地域の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	

区分		調査	予測	評価
環境要素の区分	温室効果ガス等	(1) 調査項目 予測・評価において現状との比較検討が必要な場合、以下の項目について調査を行う。 ①温室効果ガスの発生の状況 ・温室効果ガスの排出量 ・エネルギーの消費量等 ②オゾン層破壊物質の状況 ・オゾン層破壊物質の排出量 ・オゾン層破壊物質の使用・回収等の状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 対象事業の実施により発生する温室効果ガス等の排出の程度等 ①温室効果ガスの排出量・削減の程度等（事業単体・地区全体） ②特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表に掲げる特定物質の排出の抑制又は使用の合理化の程度及び処理等	・温室効果ガス等の排出抑制対策について明らかにすることにより、対象事業による温室効果ガス等の排出をどのように回避し、又は低減するのか事業者の見解を示す。 ・必要に応じて、環境保全措置を検討する際は、面的な温室効果ガスの削減効果、CDM（Clean Development Mechanism：クリーン開発メカニズム）・JI（Joint Implementation：共同実施）クレジット等の活用について事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料調査、現地調査による方法 ・類似事例等における発生量や原単位を用いて算定する方法 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性等を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・その他適切な手法による推計	
	ヒートアイランド現象	(1) 調査項目 予測・評価において現状との比較検討が必要な場合、以下の項目について調査を行う。 ①気象の状況 ②土地利用等の状況 ③その他必要な項目	(1) 予測項目 ①土地被覆の変化の内容及び程度 ②人工排熱の変化の内容及び程度 ③建物の密集度の変化の内容及び程度 ④対象事業の実施に伴い、新設及び維持するヒートアイランド抑制機能の状況 ・ヒートアイランド抑制機能の位置・種類等 ⑤熱収支の変化の程度 ⑥気温の変化の程度	・人工排熱等の排出抑制対策等、ヒートアイランド現象緩和のための対策について明らかにすることにより、対象事業によるヒートアイランド現象をどのように緩和するのか事業者の見解を示す。
		(2) 調査方法 ・文献その他の資料、航空写真、植生図等の整理及び解析 ・その他適切な方法	(2) 予測方法 事業特性を勘案し、次の手法を標準に予測を行う。 ・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・数値シミュレーションによる推計	

別表 5 中「自然エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課